

9

障害者保健福祉

障害福祉サービスに係る自立支援給付

概要 障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系（平成18年10月から施行）

| サービス | 事業所数 | 利用者数 | サービスの内容 | |
|------------------------|----------|----------|--|-------|
| 居宅介護（ホームヘルプ） | 14,116か所 | 105,787人 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの | 介護給付 |
| 重度訪問介護 | 4,520か所 | 7,574人 | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの | |
| 行動援護 | 929か所 | 4,830人 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの | |
| 重度障害者等包括支援 | 7か所 | 22人 | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの | |
| 児童デイサービス | 1,559か所 | 50,059人 | 障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うもの | |
| 短期入所（ショートステイ） | 3,083か所 | 26,495人 | 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの | |
| 療養介護 | 36か所 | 2,090人 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うもの | |
| 生活介護 | 3,998か所 | 111,207人 | 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの | |
| 障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援） | 937か所 | 51,940人 | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの | |
| 共同生活介護（ケアホーム） | 3,202か所 | 35,492人 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの | |
| 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 1,039か所 | 11,499人 | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの | 訓練等給付 |
| 就労移行支援 | 1,659か所 | 19,457人 | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの | |
| 就労継続支援（A型・B型） | 4,245か所 | 86,127人 | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの | |
| 共同生活援助（グループホーム） | 2,968か所 | 20,491人 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うもの | |

※事業所数、利用者数については、平成22年3月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。

※従来の身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設等については、平成24年3月までの経過措置期間中に新体系のサービスに移行することとされている。

日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択可能。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供される。

●見直し後

日中活動の場 以下から1ないし複数の事業を選択

| |
|----------------------|
| 療養介護（医療型）※ |
| 生活介護（福祉型） |
| 自立訓練（機能訓練・生活訓練） |
| 就労移行支援 |
| 就労継続支援（A型・B型） |
| 地域活動支援センター（地域生活支援事業） |

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



住まいの場

| |
|----------------------------------|
| 障害者支援施設の施設入所支援 |
| 又は |
| 居住支援 (ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能) |

9

障害者保健福祉

地域生活支援事業と個別給付

| | 地域生活支援事業 | 個別給付 |
|--------------|--|---|
| 性 格 | 地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟な形態で実施することが可能な事業 | 介護、就労訓練といった個別の明確なニーズに対応した給付 |
| 費用の流れ | 自治体の実施（自治体は自ら事業を実施、又は事業者者に事業を委託等により実施） | 利用者本人に対する給付（実際には、事業者が給付費を代理受領） |
| 利用者 | 実施主体の裁量 | 障害程度区分認定（介護給付は18歳以上のみ必要、訓練等給付は必要なし）、支給決定が必要 |
| 利用料 | 実施主体の裁量 | 定率負担（所得に応じて負担上限あり） |
| 事業実施にあたっての基準 | 実施主体の裁量（一部運営基準有り：地域活動支援センター、福祉ホーム） | 指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）等有り |
| 財 源 | 補助金（一部交付税措置有り） 補助割合：都道府県事業 国1/2以内 市町村事業 国1/2以内 都道府県1/4以内 | 負担金 （負担割合：国1/2、県・市1/4） |

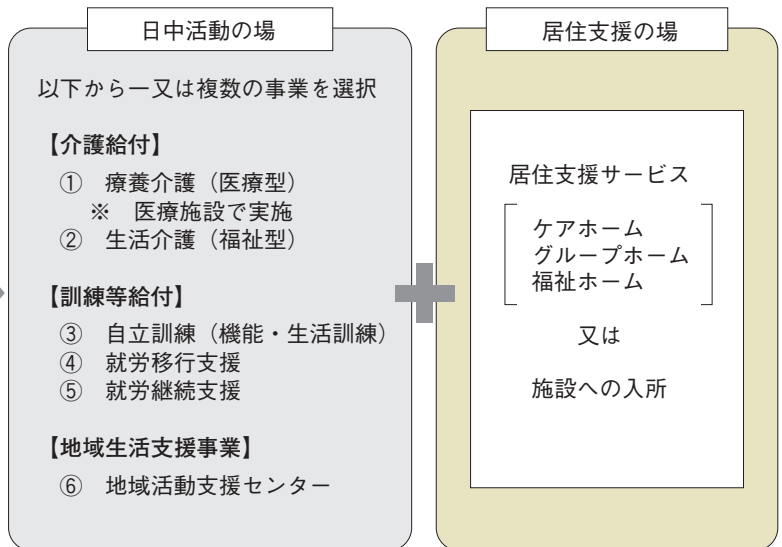
利用者本位のサービス体系へ再編

<再編前：旧体系>

- 重症心身障害児施設（年齢超過児）
- 進行性筋萎縮症療養等給付事業
- 身体障害者療護施設
- 更生施設（身体・知的）
- 授産施設（身体・知的・精神）
- 小規模通所授産施設（身体・知的・精神）
- 福祉工場（身体・知的・精神）
- 精神障害者生活訓練施設
- 精神障害者地域生活支援センター（デイサービス部分）
- 障害者デイサービス

新体系へ移行
①②③
3 昼 地域移行等の促進
障 夜 分 離
害 一 元 化

<再編後：新体系>



※ 障害者自立支援法による旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。（移行率54.2%（平成22年4月1日現在））

障害者の手帳制度

| | 発行件数（千） | 根拠規定 | 発行責任者 | 交付申請窓口 |
|-------------|--|-------------------------------------|-----------------------------|---|
| 身体障害者手帳 | 5,032 | 身体障害者福祉法第15条 | 都道府県知事、 指定都市市長、 中核市市長 | 居住地を管轄する福祉事務所 長（福祉事務所を設置しない 町村の場合は町村長。） |
| 療育手帳 | 786 | 療育手帳制度について （昭和48年厚生省発児 第156号） | 都道府県知事、 指定都市市長 | 居住地を管轄する福祉事務 所長（福祉事務所を設置しな い町村の場合は町村長。） |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 483 （年度末現在の交付台帳 登載数から有効期限切れ のものを除いた数） | 精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律第45条 | 都道府県知事、 指定都市市長 | 居住地を管轄する 市町村長 |

資料：発行件数については、身体障害者手帳及び療育手帳は、「平成20年度福祉行政報告例」、
精神障害者保健福祉手帳は「平成20年度保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」による。

詳細データ

障害者数（推計）

（単位：万人）

| | | 総数 | 在宅者 | 施設入所者 |
|----------------|------------------|-------|-------|-------|
| 身体障害児・者 資料1 | | 366.3 | 357.6 | 8.7 |
| | 身体障害児 （18歳未満） | 9.8 | 9.3 | 0.5 |
| | 身体障害者 （18歳以上） | 356.4 | 348.3 | 8.1 |
| 知的障害児・者 資料2 | | 54.7 | 41.9 | 12.8 |
| | 知的障害児 （18歳未満） | 12.5 | 11.7 | 0.8 |
| | 知的障害者 （18歳以上） | 41.0 | 29.0 | 12.0 |
| | 年齢不詳 | 1.2 | 1.2 | 0.0 |
| 精神障害者 資料3 | | 323.3 | 290.0 | 33.3 |

- 資料：1. 在宅者：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「身体障害児・者実態調査」（平成18年）
施設入所者：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」（平成18年）をもとに厚生労働省社会・援護局障害
保健福祉部で作成。
2. 在宅者：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「知的障害児（者）基礎調査」（平成17年）
施設入所者：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」（平成17年）をもとに厚生労働省社会・援護局障害
保健福祉部で作成。
3. 厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」（平成20年）をもとに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成。
- （注）1. 身体障害児・者の施設入所者とは、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、身体障害者更生
援護施設、その他の施設に入所している身体障害児・者である。（高齢者関係施設は除く。）
2. 知的障害児・者の施設入所者とは、知的障害児施設、自閉症児施設、重症心身障害児施設、国立療養所（重症心身障害児
病棟）、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設の各施設に入所している知的障害児・者である。
3. 精神障害者の施設入所とは、精神科病院に入院している患者である。